

器具給水負荷単位表

その他

給水装置工事申込者：

器具名	給水栓等	口径 (mm)	器具負 荷単位	並列 水栓数	単独 水栓数	合 計		備考
						水栓数	負荷単位数	
大便器	洗浄弁	25	8					注1、2
〃	洗浄タンク・ボールタップ・併用洗浄(注3)	13	2					
給水管付大便器	洗浄弁	13	2					
簡易水洗大便器	洗浄タンク・ボールタップ	13	0.5					
小便器	洗浄弁	13	3					
〃	小便水栓	13	1					注2、4
洗面器	給水栓・湯水混合水栓・シャワー	13	2					
手洗器	給水栓・湯水混合水栓	13	1					注2
事務所用流し	〃	13	2					
調理場流し	〃	13	3					
〃	〃	20	5					注5
洗濯流し	〃	13	3					
掃除流し	〃	13	3					注5
〃	〃	20	4					
汚物流し	〃	13	3					注2
〃	ボールタップ	13	2					
〃	洗浄弁	25	8					注6
洗髪流し	給水栓・湯水混合水栓・シャワー	13	2					
浴槽流し	給水栓・湯水混合水栓	13	4					注6
〃	〃	20	6					
浴槽洗い場流し	給水栓・湯水混合水栓・シャワー	13	2					注7
浴槽	湯はり機能付給湯器	13	1.5					
〃	〃	20	2					注8
シャワー	シャワー	13	4					
湯沸器	貯湯式(減圧弁口径20mm)	13	1					
〃	貯湯式(減圧弁口径25mm)	20	1.5					
〃	瞬間式(16号以下)	13	1					注9
〃	瞬間式(17号以上)	20	2					
車庫・散水	給水栓	13	3					注9
〃	〃	20	5					
つくばい・ししおどし	〃	13	0.5					注10
ウォータークーラー	〃	13	0.5					
食器洗浄機	〃	13	1.5					注10
自動製氷機	空冷式	13	0.5					
浄水器	〃	13	0.5					注10
歯科用ユニット	〃	13	0.5					
自動販売機	〃	13	0.5					注10
ミストサウナ	〃	13	0					
ゲートバルブ	ゲートバルブ(栓なし)	13	3					注10
〃	〃	20	5					
〃	〃	25	8					注10
〃	〃	40	62.5					
〃	〃	50	414.9					注10
〃	〃							
合 計								

指定給水装置工事事業者：

- 注1：トイレを多数設けた場合でも設置する用具はすべて加算する。ただし、身障者用トイレの場合は、下記※②の扱いとする。
 2：同一室に限り、同一用具並列設置については、2個目から1/2加算とする。ただし、身障者用トイレを除く。
 3：併用洗浄とは、タンク水と水道直結水の併用による洗浄方式を示す。
 4：洗面器とは、排水栓があり器に水(湯)が溜められるもの。手洗器とは、排水栓がなく器に水(湯)が溜められないもの。
 5：床洗い用水栓は、掃除流しとする。ただし、個室のトイレ室内に専用の排水シンクがない清掃用の給水栓を設置する場合は、加算しない。また、屋外を除く。
 6：浴槽流しとは、カランで浴槽に水(湯)が溜められるもの。洗い場流しとは、浴槽に水(湯)が溜められないもの。
 7：浴槽に直接給湯又は給水できる湯水混合水栓等が設置されている場合は、加算しない。
 8：単独給湯栓(湯はり、食器洗浄機を除く。)又は元止め式給湯器のとき加算する。
 9：散水栓は1栓ごとに加算する。
 10：給湯接続の場合も含む。
 11：その他消防設備(消火水槽、消火栓、スプリンクラー等)は加算しない。
 12：上記以外の用具及び給水負荷単位が決められていない項目は、別途協議すること。
 ※器具給水負荷単位の「その他」の取扱いは、次のとおり適用するものとする。
 ①ホテル等
 簡易宿泊所、老人ホーム、ホテル、寮等の居室が独立した専用空間として使用される場合は「専用住宅」として適用し、風呂、洗濯場、食堂等の共用部は「その他」を適用する。
 ②身障者用トイレ
 トイレ個室に設置される器具の給水負荷単位の最大値とする。
 ③散水栓
 原則、「専用住宅」を適用する。ただし、洗車場等を除く。